

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第22号

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を次のように改正する。

別表事故等の場合の処置の項中「事故対策係長」を「安全監理係長」に、「営業所整備係の整備主任」を「営業所の整備担当者」に改める。

別表死傷者に関する処置の項中「事故対策係長」を「安全監理係長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)